# 「肥後琵琶の伝承および関連資料の現状調査」 報告書

令和5年(2023)3月

独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所 無形文化遺産部

# 《目次》

はじ	<b>ごめに</b>	1
1.	「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」(芸能関係) としての 肥後琵琶	<u> </u>
2.	肥後琵琶概説	10
3.	肥後琵琶保存会のあゆみ	— 12
4.	伝承および関連資料の現状	17
5.	成果公開の意義と課題	28
おわ	っりに	30

### 国の「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」(芸能関係)

東京文化財研究所無形文化遺産部では、無形文化財の保存・活用に関する調査研究を行っています。その中には、国が選択する「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」も含まれますが、特に芸能関係の無形文化財<sup>1</sup>については、この制度の中で論じられる機会がほとんどありませんでした。

「文化財保護法」の第四章第三節第七十七条「重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財の たいできるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することが できるものとし、国は、適当な者に対し、当該無形文化財の公開又はその記録の作成、保存 若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる」とあります。ちなみに無形民俗 文化財についても、第五章で同様に、「重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等」として「重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第七十七条の規定を準用する。」とあるので、無形文化財と同様、前掲第七十七条が根底にあると考えて良いでしょう。こうして選択された無形文化財は、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」と呼ばれています。次項で具体的に触れますが、「記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」に比して、「記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」に比して、「記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財」に比して、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」の、とりわけ芸能関係には、この制度を有効に活用する余地がまだ多く残されていると思われます。本調査に先立ち、そもそもこの「活用の余地」についての問題意識がありました。

#### 本調査の経緯

ところでこのたびの調査は、幸いにも偶然得られたネットワークに端を発しています。それは、肥後琵琶(昭和 48 (1973) 年 3 月 27 日に国の「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」に選択)に関心を持ち、熊本県玉名郡南関町で、地域おこし協力隊の制度<sup>2</sup>を活用し

-

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 日本の文化財保護法では、「芸能関係」と「工芸技術関係」を無形文化財の二つの柱に据 えている。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 南関町の公式ウェブサイトでは以下のように地域おこし協力隊を説明している。 「地域おこし協力隊とは、平成21年度から国が創設した制度で、人口減少や高齢化が進んでいる地方が都市住民を募集し、地域活動の活性化や地域力の維持・強化を目指すもの

て南関町と縁の深い肥後琵琶³の再興に取り組む岩下小太郎氏とのご縁です。これまで肥後琵琶といえば、名人として知られ、映画『琵琶法師 山鹿良之』(監督 青池憲司、制作 オフィスケイエス、1992 年製作)にも取り上げられている山鹿氏の印象は強いものの、肥後琵琶継承の現状については漠然としたイメージしか抱いていませんでした。ところが、岩下氏との情報交換を機に、熊本県、熊本市、南関町や山鹿市の多くの関係者がそれぞれの立場から肥後琵琶の継承に努め、関連資料の保管や研究に尽くしておられることを知るに至りました。そこで、これらの現状をなるべく総体として取りまとめておきたいと考え、関連機関および関係者の方々にお力添えいただき、令和4(2022)~5(2023)年にかけて、「肥後琵琶の伝承および関連資料の現状調査」を実施しました。

#### 本調査のねらい

肥後琵琶が国の「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」に選択されてから 50 年がたとうとしています。これを機に、改めて肥後琵琶の伝承が現在どのような状況になっているのか、また当時の記録をはじめとした肥後琵琶に関する資料の所在や現状がどうなっているのか。本報告書は、こうした現況を可能な範囲で調査した結果として報告するものです。この調査および報告書自体は、肥後琵琶の伝承や研究に新たな成果を挙げるには至らず、その入り口を示すにすぎませんが、本調査および報告書が今後の研究の足掛かりになれば幸いです。またこれを機に、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」に選択された芸能関係の無形文化財について、引き続き考えていきたいと思います。

東京文化財研究所 無形文化遺産部 無形文化財研究室長 前原恵美

2

です。町では、都市地域の人材を積極的に誘致し、定住及び定着を図り、地域の活力維持や地域の魅力の再発見につなげるため「地域おこし協力隊」を募集し、(中略)町の伝統産業(南関素麺・小代焼・農業など)に関する情報発信や移住定住促進の活動を主な業務として活動します。」

<sup>3</sup>後述の山鹿良之氏が南関町の出身。

# 1. 「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」(芸能関係)<sup>4</sup>としての肥後琵琶

前原恵美

本項では、「はじめに」で触れた国の「記録選択」の制度と現状を概観し、本調査の対象である肥後琵琶が日本の文化財においてどのように位置付けられるのかを明確にしておく。 併せて、同じ「選択無形文化財」における芸能関係と工芸技術関係の違い、「選択無形文化財」と「選択無形民俗文化財」の違いについても特徴を整理し、本調査で肥後琵琶を取り上げたことの意味について触れたい。

## 1-1 選択基準から見る「選択無形文化財」と「選択無形民俗文化財」

国の「選択無形文化財」(芸能関係/工芸技術関係)、「選択無形民俗文化財」にはそれぞれ選択基準がある。これらを並列すると、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財、無形民俗文化財の制度の特徴が見えてくる。まず「選択無形文化財」の芸能関係と工芸技術関係の選択基準を以下に引用する(下線は執筆者による)。

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準5

#### 「芸能関係」

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技 法のうち、我が国の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの

#### 「工芸技術関係]

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち<u>我が国の工芸技術の変遷の過程を知</u>る上に貴重なもの

芸能には、1人の技法だけでなく2人以上の技法が一体となることが必要なものもある6の

\_

<sup>4</sup> 本報告書では、以降、「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」に選択された文化財を「選択無形文化財」、同様に「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択された文化財を「選択無形民俗文化財」と略す。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 昭和 29 (1954) 年 12 月 25 日、文化財保護委員会告示第 56 号 (昭和 50 (1975) 年 11 月 20 日文化庁告示第 56 号改正)。『令和三年三月 無形文化財 民俗文化財 文化財保存技術指定等一覧 文化庁文化財第一課』242~243 頁より引用。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 例えば歌舞伎や能楽は、複数の実演家が一体となって作り上げる芸能とみなすことができる。

で、そのあたりの記述が工芸技術よりも細かくなっているとはいえ、実質的には「我が国の芸能ないし工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの」であることが主たる基準であり、 それ以上の詳しい記述はない。

一方、「選択無形民俗文化財」の選択基準はより具体的である。以下に引用する。

#### 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準7

- 一 風俗慣習のうち次の号のいずれかに該当し、重要なもの
  - (一) 由来、内容等において我が国の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的な もの
  - (二) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われている行事で、芸能の基盤を示すもの
- 二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
  - (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
  - (二) 芸能の変遷の過程を示すもの
  - (三) 地域的特色を示すもの
- 三 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
  - (一) 技術の発生又は成立を示すもの
  - (二) 技術の変遷の過程を示すもの
  - (三) 地域的特色を示すもの
- 四 無形の民俗文化財のうち前三項には該当しないが、重要有形民俗文化財の特質を 理解するために特に必要なもの
- 五 我が国民以外の人々に係る前各項に規定する無形の民俗文化財で我が国民の生活 文化との関連上特に必要なもの

このように、「選択無形民俗文化財」の基準は、無形民俗文化財を風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等に分けて、それぞれ具体的な基準を挙げているので、該当するかどうかの判断がより明確に下しやすいように思われる。

改めて「選択無形文化財」の基準を振り返ると、芸能関係にしろ工芸技術関係にしろ、そ もそも芸能や工芸技術の分野に共通の緩やかな基準である上に、民俗芸能や民俗技術のよ

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 昭和 29 (1954) 年 12 月 25 日、文化財保護委員会告示第 59 号 (昭和 50 (1975) 年 11 月 20 日文化庁告示第 59 号改正)。上掲 242 頁より引用。

うに「変遷の過程を示す」ことではなく、「変遷の過程を知る上で貴重」であることを求めている。このような「選択無形文化財」の基準は、その枠組みが緩やかであるゆえに、該当するか否かの明確な判断が難しい場合もあるだろう。

### 1-2 「選択無形文化財」(芸能関係)の現状

令和3 (2021) 年3月現在、国の「選択無形文化財」(芸能関係) は31 件である。その現状を簡単に記したものが【表1】(8~9頁参照) である。この表から読み取れる「選択無形文化財」(芸能関係)の現状は、以下の2点に整理できよう。

まず、「選択無形文化財」の大半が、その技法を持つ「個人」に結び付けられている点である。「選択無形文化財」(芸能関係) 31 件は、75 の各技法を持つ個人ないし団体(【表1】では太字で記した)を対象としているが、実際には、No. 1 山口鷺流狂言保存会(鷺流狂言)、No. 10 杵屋栄蔵社中(下座音楽)、No. 15 肥後琵琶保存会(肥後琵琶)、No. 68 琉球筝曲興陽会、No. 69 琉球筝曲保存会、No. 70 琉球伝統筝曲琉絃会(以上、琉球古典筝曲)、No. 75 社団法人日本奇術協会(和妻)の7団体を除く68 が個人の技法に結び付けられている。すなわち、「選択無形文化財」(芸能関係)31 件にかかる対象の9割強を個人が占めている。しかも7団体のうち、杵屋栄蔵社中は名前の通り杵屋栄蔵(三世)が率いる演奏家グループなので、杵屋栄蔵という個人が極めて大きな求心力を持つことは疑いなく、個人が支える技法に近い団体とみなすことができる。

ちなみに、「選択無形文化財」(工芸技術関係)にも同様の傾向がある。【表2】に示したように、「選択無形文化財」(工芸技術関係)60件の技法を持つ対象が70件あり、そのうち56(8割)が個人対象である。一方、「選択無形民俗文化財」については、文化財の性格上個人を対象とするものはなく、1つの文化財に複数の対象(保存団体等、都道府県)が関わるのが基本であり、むしろ複数の対象をどのような枠組みに拡げて捉えるかということが主眼になっている(複数の都道府県、あるいは一つの都道府県)。

2点目として、【表 1】からは、「選択無形文化財」(芸能関係)対象の大半が個人であるゆえに、個人の死亡が「選択無形文化財」の対象の実質的な解除に直結していることが見て取れる。これは同じく工芸技術にも通じるが、個人の鍛錬による技法の向上が無形文化財の芸能および工芸技術に共通しているためであろう。一方で、対象を個人とすると、個人の死亡により選択対象としての技法が、制度上絶えてしまうという課題に直面する。この一種のジレンマを解消することはできないのか。

例えば、個人の技法を子どもや弟子が継承している場合、「選択無形文化財」の対象の枠組みを団体等に拡げるとどうだろう。記録等作成の措置を講じることでこの制度が役割を終えるのではなく、記録等作成の過程や記録等の発信を契機として、その芸能や工芸技術の継承に繋がれば、この制度がより活きることは間違いなかろう。もっとも、本項冒頭で挙げた7つの団体のような例が、すでに芸能関係にもある。先述のようにNo. 10 杵屋栄蔵社中はやや例外だが、それ以外の6つに関しては、保存会等の団体の中で技法が継承されれば、個人の死亡による断絶を乗り越えられる可能性がある。該当する団体を対象としている例として、鷺流狂言(1 団体)と琉球古典筝曲(3 団体)について簡単に見ておきたい。

鷺流狂言(No.1山口鷺流狂言保存会)の場合、昭和29(1954)年に鷺流狂言保存会が設立され、昭和42(1967)年に山口県指定無形文化財第一号に指定された。それから30年を経て、平成9(1997)年に鷺流狂言が国の「選択無形文化財」に選択され、記録作成を経て、平成13(2001)年には山口県内に残る鷺流狂言の手附本が翻刻されて『山口鷺流狂言資料集成』(山口市教育委員会、平成13(2001)年3月)として出版されるなど、鷺流狂言伝承にも役立つ資料が整った。その後、平成12(2000)年10月には山口以外に鷺流狂言の伝わっている佐渡、佐賀との初競演を国立能楽堂で果たしたほか、保存会による定期公演、文化庁の伝統文化親子教室事業の一環として「こども狂言教室」およびその発表会開催などを継続し、後継者育成に取り組んでいる。

琉球古典筝曲 (No. 68 琉球筝曲興陽会、No. 69 琉球筝曲保存会、No. 70 琉球伝統筝曲琉絃会)に関しては、沖縄県が「沖縄伝統音楽筝曲」を昭和47 (1972)年に県の無形文化財に指定し、その際に25人が保持者に認定された。その後、平成11 (1999)年の第4次認定を機に、琉球筝曲興陽会、琉球筝曲保存会、琉球伝統筝曲琉絃会の3団体が結集して「沖縄伝統音楽筝曲保存会」を設立し、伝承者の育成および発表の場を設けてきた。県の無形文化財指定から40年以上たって、平成28 (2016)年に「琉球古典筝曲」が国の「選択無形文化財」に選択されたが、この対象となったのはNo. 68 琉球筝曲興陽会、No. 69 琉球筝曲保存会、No. 70 琉球伝統筝曲琉絃会の3団体である。つまり、沖縄県の無形文化財の保持団体「沖縄伝統音楽筝曲保存会」が「選択無形文化財」の「琉球古典筝曲」を担うようになったといっても良いだろう。令和2~3 (2020~2021)年にかけて「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財『琉球古典筝曲』記録保存調査事業』が実施され、翌年には『琉球古典筝曲調査報告書:記録作成等の措置を講ずべき無形文化財』(琉球古典筝曲記録保存調査会編・出版、令和4 (2022)年3月)が作成された。

こうして二つの例を見てみると、いずれも県指定の無形文化財として出発し、その活動を 補強する形で国の「選択無形文化財」に選択され、その調査および記録作成事業を契機とし て今日まで芸能を継承してきているという大きな流れが共通している。本調査で取り上げ る肥後琵琶はどうなっているだろうか。次項からの肥後琵琶の伝承および関係資料の現状 について、これら二例を頭の片隅に置きながら確認して頂きたい。

なお、「選択無形民俗文化財」について、選択基準の設定がやや異なることはすでに指摘した。その違いを把握した上でなお、参考になる点があるかもしれない。詳細には取り上げないが、そのヒントとして二つ挙げておきたい。一つは、「選択無形民俗文化財」の対象の多くが団体であるということである。無形文化財における個人の技法修練は正当に評価されるべきだと考えるが、一方でその後継者まで含めて無形文化財を保護していく枠組みは必要で、その点では無形民俗文化財の制度およびその活用法に学ぶ点があるかもしれない。そしてその先には、「選択無形文化財」に関しても、今後は団体を対象とするものが増えていく可能性があろうと思う。

二つには、無形民俗文化財は本質的に地域性を備えているがゆえに、都道府県ないし市町村の文化財保護の対象として視野に入り易く、「選択無形民俗文化財」の枠組みでも捉え易い。しかし無形文化財は、その起源がある地域に遡れるとしても、歴史的変遷の中で一定の普遍性を帯びるのが特徴のため、都道府県市町村単位の文化財保護の視野に入りにくい場合が多い。このため、市町村→都道府県→国へと繋がる、選択文化財ないし指定文化財としての地域から国へのルートが、無形文化財では機能しにくくなっているのではないか。【表1】で、「選択無形文化財」(芸能関係)の総数がそもそも少ないこと、国指定に繋がる「選択無形文化財」(芸能関係)の割合がかなり低いことも、これらの表れと捉えられよう。。

#### 1-3 肥後琵琶を取り上げる意味

本調査の第一の目的は、肥後琵琶が「選択無形文化財」に選択されてから 50 年がたとうとしている今、改めて伝承の現在や、関連資料の状況がどうなっているのかを把握することである。そしてそれらを踏まえて、肥後琵琶が「選択無形文化財」(芸能関係)で団体(肥後琵琶保存会)を対象としている数少ない例であるということにも目を向けたい。「選択無

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> なお、同じ選択無形文化財でも、工芸技術の方が国指定になる割合が高い理由に関しては、詳細な検討が必要ではあるものの、一つには工芸技術の方が芸能より団体を対象としている割合が高いことが関係しているかもしれない。

形文化財」に選択され、記録等の作成やそれにかかわる調査が行われたことが、その後の肥後琵琶保存会の活動にどのような影響を与えたのか。また、肥後琵琶もまた、団体を対象とした「選択無形文化財」である鷺流狂言や琉球古典筝曲と同じような足跡を辿ってきたのか、あるいは異なる道を歩んでいるのか。その上で、肥後琵琶の伝承の今後や、「選択無形文化財」(芸能関係)についても改めて思いを巡らせたい。

【表 1】「選択無形文化財」(芸能関係/工芸技術関係)「選択無形民俗文化財」概要皮革

種別	名称	No.	氏名 (芸名·雅号等)	選択年月日	記録製作状況	備考
能楽	鷺流狂言	1	山口鷺流狂言保存会	平成9年5月27日	0	No. 3
	<u> </u>	2	四世 尾上 梅朝	昭和39年3月24日	Ŏ	昭和40年3月26日死亡
		3	五世 尾上 新七	昭和53年3月25日		昭和55年3月22日死亡
		4	初世 中村 松若	昭和53年3月25日		昭和54年10月15日死亡
	歌舞伎演技の型	5	三世 尾上 多賀蔵	昭和61年4月15日		平成3年4月18日死亡
		6	初世 加賀屋 鶴助	昭和61年4月15日		平成3年10月21日死亡
		7	三世 中村 梅花	昭和61年4月15日	0	平成4年7月1日死亡
歌舞伎		8	市川 猿三郎	昭和61年4月15日		平成8年5月19日死亡
-J. J.+ I.A.	歌舞伎のタテの型	9	坂東 八重之助	昭和39年3月24日	0	昭和62年1月7日死亡
	WATER OF TOTAL			1 1111		三世 杵屋 栄蔵
		10	杵屋栄蔵社中	昭和30年3月19日	0	昭和42年11月26日死亡
	下座音楽					昭和53年4月26日
	1 /2 11 /1	11	十一世 田中 傳左衛門	昭和39年3月24日	0	重要無形文化財保持者認定
		l		HI 1400 TO 7 2 TO		平成9年3月16日死亡
	天台声明	12	中山 玄雄	昭和30年3月19日	0	昭和52年11月7日死亡
			中川 善教	昭和30年3月19日	0	平成2年3月26日死亡
	真言声明	14	青木 融光	昭和53年3月25日	0	昭和60年5月20日死亡
	肥後琵琶		肥後琵琶保存会	昭和48年3月27日	0	<u> натноо-тод 20 и 76 с</u>
	几夜比巴	16	井野川 孝次	昭和30年3月27日	0	昭和60年4月22日死亡
		17	土居崎 正富	昭和30年3月19日	Ö	平成12年3月27日死亡
	平曲		三品 正保	昭和30年3月19日	0	昭和62年8月16日死亡
			館山 甲午	昭和44年4月7日	0	平成元年1月19日死亡
			前川れい	昭和32年3月30日	0	昭和33年8月17日死亡
	筑紫流箏曲	_	井上 ミナ	昭和32年3月30日	0	平成7年12月1日死亡
	八橋流箏曲	22	真田 新	昭和44年4月7日	0	昭和50年11月27日死亡
	八個川事四	23	高橋 富美	昭和55年4月4日		平成3年5月5日死亡
	郁田流箏曲	24	葛西 春枝	昭和55年4月4日		平成21年8月7日死亡
	京極流箏曲	25	雨田 光平	昭和48年3月27日	0	昭和60年11月14日死亡
	<u> </u>		小林 ゆき	昭和32年3月30日	0	昭和36年3月31日死亡
			萩原 正吟	昭和32年3月30日	0	昭和52年4月23日死亡
	地唄		秋凉 止*7	旧和32平3万30日		昭和年54年4月21日
	<b>地</b> 快	28	菊原 初子	昭和32年3月30日	0	重要無形文化財保持者認定
		20	利尿 划于	四和32十3万30日		平成13年9月12日死亡
音楽	荻江節	29	初世 荻江 寿友	昭和30年6月19日	0	昭和39年7月19日死亡
	3次 /工 以J		豊竹 団司	昭和45年4月17日	0	平成元年11月3日死亡
		31	二世 豊澤 小住	昭和45年4月17日	0	昭和52年1月17日死亡
	義太夫節	32	豊竹 小仙	昭和45年4月17日	0	昭和54年5月14日死亡
	大人人人山	33	豊澤 猿公	昭和45年4月17日	0	昭和53年12月10日死亡
		34	豊澤 和孝	昭和45年4月17日	0	平成8年2月23日死亡
		34	豆伴 似子	<u> </u>		昭和31年4月24日
		35	二世 都 一広	昭和30年3月19日	0	重要無形文化財保持者認定
		33		中 4月20十2万13日		昭和45年8月13日死亡
	一中節	36	二世 菅野 序遊	昭和30年3月19日	0	昭和36年8月20日死亡
		37	宇治 文雅	昭和32年3月30日	0	昭和50年12月31日死亡
		38	二世 菅野 序柳	昭和32年3月30日 田和45年4月17日	0	昭和60年12月31日死亡
		39	五世 富士松 魯遊	昭和43年4月17日	0	昭和55年11月21日死亡
	新内節		八世 鶴賀 若狭掾	昭和32年3月30日	0	昭和44年3月15日死亡
	ווב וי אועה	41	岡本 文彌	昭和32年3月30日	0	平成8年10月6日死亡
		42	三世 宮薗 千寿	昭和32年3月30日	0	昭和39年7月25日死亡
		44	二世 舌風 十寿	11日本1132十3月30日		昭和39年/月25日死亡 昭和35年4月19日
	宮薗節	12	四世 宮薗 千之	昭和32年3月30日	0	昭和35年4月19日  重要無形文化財保持者認定
		43	四世 五国 丁之	市中では22十2万30日		昭和52年7月26日死亡
		I				昭和52十八月20日光し

	富本節	44	三世 富本 都路	昭和32年3月30日	0	昭和43年12月28日死亡
	河東節	45	二世 山彦 文子	昭和32年3月30日	0	昭和34年11月17日死亡
	州朱即		山彦 仲子	昭和32年3月30日	0	昭和37年3月26日死亡
		47	秋沢 久寿栄	昭和30年3月19日	0	昭和43年1月11日死亡
		48	山城 一水	昭和32年3月30日	0	昭和38年5月4日死亡
	一絃琴	49	倉知 素風	昭和36年3月31日		昭和42年3月13日死亡
	心学	50	平野 美子	昭和36年3月31日		昭和41年1月16日死亡
		51	松崎 一水	昭和52年6月1日	0	昭和63年12月12日死亡
		52	稲垣 積代	昭和55年4月4日	0	平成5年2月16日死亡
		53	大岸 藤琴	昭和32年3月30日	0	昭和37年3月23日死亡
	八雲琴	54	一色 輝琴	昭和32年3月30日	0	昭和43年11月29日死亡
	八云写	55	田中 緒琴	昭和36年3月31日	0	昭和38年4月27日死亡
		56	山本 震琴	昭和43年3月28日		昭和63年10月8日死亡
音楽	東流二絃琴	57	藤舎 芦翠	昭和48年3月27日	0	昭和54年10月28日死亡
	木川—私写	58	藤舎 芦雪	昭和48年3月27日	0	昭和62年1月21日死亡
		59	山田 広代	昭和41年4月25日	0	平成23年12月12日死亡
	胡弓		竹内 和代	昭和41年4月25日	0	昭和56年5月5日死亡
		61	市川 雛代	昭和41年4月25日	0	平成13年10月14日死亡
		62	伊平 たけ	昭和45年4月17日	0	昭和52年2月24日死亡
	瞽女唄	63	杉本 ハル	昭和45年4月17日	0	昭和58年3月30日死亡
		64	小林 ハル	昭和53年3月25日	0	平成17年4月25日死亡
	明清楽	65	中村 キラ	昭和53年3月25日	0	平成16年8月30日死亡
	******	66	渡瀬 チョ子	昭和53年3月25日	0	平成6年2月17日死亡
	奥浄瑠璃	67	北峰 精悦	昭和36年3月31日	0	昭和48年5月6日死亡
			琉球箏曲興陽会	平成28年7月15日		
	琉球古典箏曲		琉球箏曲保存会	平成28年7月15日		
		70	琉球伝統箏曲琉絃会	平成28年7月15日		
	上方寄席下座音楽	71	林家 とみ	昭和37年3月30日	0	昭和45年4月1日死亡
			神田 山陽	平成9年5月27日	0	平成12年10月30日死亡
演芸	講談	73	旭堂 南陵	平成9年5月27日	0	平成17年8月17日死亡
			小金井 芦州	平成9年5月27日	0	平成15年6月29日死亡
	和妻	75	社団法人日本奇術協会	平成9年5月27日	0	

本表は『令和三年三月 無形文化財 民俗文化財 文化財保存技術 指定等一覧 文化庁文化財第一課』に掲載された「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財一覧」の「芸能の部(31件)」を基に、個人情報にかかわる項目を省略して作成したものである。対象者が死亡している場合はセルを網掛けし、対象が団体であるものは団体名を太字で記した。

#### 【表2】「選択無形文化財」と「選択無形民俗文化財」の概要

	選択無刑	<b>彡文化財</b>	選択無形則	民俗文化財
	芸能関係	工芸技術関係	所在地が 2都道府県以上	所在地が 同一都道府県
選択文化財の総数	31	60	20	630
対象の総数	75	70	20	約737
対象(個人)	68	56		
対象 (団体)	7	14 (うち2件は都県)	20	約737
記録作成状況	62 (対象総数の83%)	43 (対象総数の61%)	16 (総数の80%)	124 (総数の20%)
国指定の総数	4	8	2	237

本表は『令和三年三月 無形文化財 民俗文化財 文化財保存技術 指定等一覧 文化庁文化財第一課』 (pp.84-100、pp.179-215) を基に作成したものである。

記録選択の無形民俗文化財の「対象の総数」は、所在地が2都道府県以上にわたるものも1まとまりととらえて数えた。同じく所在地が同一都道府県の対象総数には、寺と講、神社と氏子、同じ里神楽に関わる複数の社中など、別個に数えるべきか判断に迷うものもあったので「約」とした。

「記録作成状況」の数値は、記録選択の無形文化財については「対象の総数」(団体および個人)に対して記録作成を行った件数(主体は不明件数は不明)、記録選択の無形民俗文化財については「選択文化財の総数」に対して国が記録作成を行った件数(国以外が記録作成を行った件数は不明)を示した。

「国指定の総数」の数値は、記録選択の無形文化財については「対象の総数」における数、記録選択の 無形民俗文化財については「選択文化財の総数」における数を示した。

「国指定の総数」には重要無形文化財保持者認定、重要無形民俗文化財指定、および選定保存技術保持者認定(工芸関係で1件該当)を含む。

肥後琵琶は、九州地方を中心とした盲僧が演奏した盲僧琵琶の一種で、肥後の盲僧によって伝承されてきた。肥後琵琶の成立には諸説あるが、次の説が最も広く伝わる。京都の平家琵琶の大家で浄瑠璃もよくした岩船検校(船橋検校とも)が、延宝2(1674)年に肥後藩主細川氏に召されて肥後(熊本)へ移り、琵琶に合わせて地神経を唱えていた肥後盲僧に京都伝来の浄瑠璃の節を教え、菊地氏の戦記である《菊池くずれ》を作曲したのが肥後琵琶の始まりだという。こうした経緯から、肥後琵琶には江戸初期の古浄瑠璃の形態が残されているといわれ、浄瑠璃の歴史を知る上で貴重である。

肥後琵琶にはかつて、玉川流・星沢流・宮川流・春喜流・泰悦流などの流儀があったといわれるが、詳細な相違は明らかになっていない。玉川流については、堀教順という琵琶の名手が細川公の前で演奏した際に「玉川近江ノ市」という名前を受け、それ以来、教順の流れを汲む肥後琵琶奏者は玉川姓を名乗ることになったという。

盲人の肥後琵琶奏者として最後の世代となる奏者には、玉川流の系譜の山鹿良之氏(玉川教演、1901-1996)、星沢流の橋口桂介氏(星沢月若、1914-2009)、その他に田中藤後氏(京山上縁、1906-1989)らが挙げられる。とりわけ山鹿氏は、現在にもその演奏系譜を継承する肥後琵琶奏者がいる点でも、肥後琵琶の伝承に大きく貢献した演奏家の一人である。山鹿氏は玉名郡南関町小原生まれで、生まれたときから目が弱かった。大正12(1923)年、山鹿氏が数えで22歳のときに天草の江崎初太郎(玉川教節、江崎の師匠が堀教順であった)に5年間の約束で弟子入りした。しかし5年は勤めずに、3年後には南関町に戻って百姓仕事の合間に演奏活動を行うようになった。昭和2(1927)年正月に名披きをして独立した後は、同業者組合「芸の会」を組織し、昭和8(1933)年頃から筑後方面を回った。昭和48(1973)年には成就院より玄清法流の僧籍を取得した。

肥後琵琶の主なレパートリーとしては、長い語り物である「くずれ」(《都合戦筑紫下り(牡丹長者、筑紫下り玉依姫など)》(菊池くずれ)など)、門付けで歌われる短い「端唄」(《一花ひらいて》(《ぎにつばね》(《木綿車》など)、余興的で滑稽な「チャリ物」(《酒餅合戦》(鯛の婿入り》など)がある。とくに、《百合若大臣》(小栗判官照手姫》(関東軍記上野合戦》などは古浄瑠璃から転化したもので、現在途絶えてしまった古浄瑠璃の特徴をうかがい知

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 安田宗生『肥後の琵琶師―近世から近代への変遷―』三弥井書店、2001 年、13 頁。玉川 姓の「玉」は玉名郡、「川」は菊池川を表すという。

ることができる。その他に宗教的活動として、新築儀礼の「ワタマシ」や電祓いの「荒神祭祀」といった、儀礼の場でも肥後琵琶を演奏する。

盲僧琵琶では、地域によってさまざまな形状の琵琶を用いるが、肥後琵琶は胴が細身の「笹琵琶」や筑前琵琶を改造したものが多い。その他、槽と呼ばれる胴の側面が深く、槽と頸との匡口が背面でT字型になっている「舟琵琶」も用いられる。楽器の構造が、曲頸で四弦五柱(フレット)である点は、標準的な筑前盲僧琵琶と共通する。胴の裏に紐でつる装置が金具などでつけられていることも多い。肥後琵琶を演奏する際に使用する撥は、笹琵琶では三味線に類似した形状の撥を多用するが、筑前琵琶の撥を代用する場合もある。調弦は、第3・4弦を同じ音程で複弦とし、三味線の本調子に準じる。

# 3. 肥後琵琶保存会のあゆみ

曽村みずき

本項では、肥後琵琶が国の「選択無形文化財」となったことを機に設立された、肥後琵琶の保存団体である「肥後琵琶保存会」について、主な活動内容をまとめる。

肥後琵琶保存会結成に先立ち、昭和 38 (1963) 年 6 月には、熊本県人会の有力者を中心に「肥後琵琶保存顕彰会」が作られた。その後、同年 7 月末から 8 月上旬にかけて、日本音楽研究者の田辺尚雄氏が肥後琵琶調査を実施している<sup>10</sup>。

そのおよそ 10 年後の昭和 48 (1973) 年 3 月 27 日、肥後琵琶が国の「選択無形文化財」に選択されると、同年 8 月 4 日に肥後琵琶保存会が結成された<sup>11</sup>。肥後琵琶保存会の事務局は、熊本県教育庁文化課内に置かれ、民俗分野の担当者が業務を受け持っていた。初期の頃の事務局は林幹彦氏が担当し、昭和 50 (1975) 年には安田宗生氏が引き継いで 5 年間務めた。その後は、湯川洋司氏が 3 年間、続いて國本信生氏が、昭和 58 (1983) 年から平成 3 (1991) 年まで事務局を担当した。

肥後琵琶保存会のおもな事業内容は、広報による肥後琵琶の普及活動、肥後琵琶の保存に 向けた調査・資料収集、演奏会開催、後継者育成に大別できる。

普及活動 肥後琵琶保存会ではまず、普及活動として『肥後琵琶便り』を発行した。肥後琵琶が国の「選択無形文化財」に選択された翌年の昭和49(1974)年6月に創刊し、しばらくは不定期刊行であったが、昭和52(1977)年度からは年2回の発行となった。『肥後琵琶便り』には、肥後琵琶の概説や肥後琵琶保存会が行った資料収集・調査報告、演奏会記録の記事のほか、保存会総会資料などが掲載された。また肥後琵琶保存会は、活動の区切りとして平成3(1991)年には『肥後琵琶』を刊行した<sup>12</sup>。本報告書は、これまでに肥後琵琶保存会が発行してきた『肥後琵琶便り』の掲載記事を中心に、新たな原稿を加えた内容であり、資料として肥後琵琶の台本や肥後琵琶関係の文献目録・演奏録音一覧も収載されている。

伝承者調査・資料収集 また肥後琵琶保存会では、肥後琵琶の保存のために伝承者の調

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 田辺尚雄「古浄瑠璃の面影を残す肥後琵琶(三味線音楽の発生より現代迄(第八十九回))」『邦楽の友』第 100 号、1963 年、18~21 頁。

<sup>11</sup> 原口長之「滅び行く肥後琵琶とその対策」『肥後琵琶便り』第1号、1974年、1頁。

<sup>12 『</sup>肥後琵琶』肥後琵琶保存会、1991年。

査や関連資料の収集も行った。昭和49(1974)年に行われた肥後琵琶伝承者の所在調査によれば、当時熊本県内に19名、県外に4名のほか、故人3名が確認できた<sup>13</sup>。その後の保存会による調査では、昭和53(1978)年時点では肥後琵琶奏者は16名おり、そのうち12名が職業としての演奏活動経験があった(【表1】参照)<sup>14</sup>。しかし昭和63(1988)年3月時点で、肥後琵琶伝承者は熊本県内に2名(橋口桂介氏、山鹿良之氏)を残すのみとなった<sup>15</sup>。

【表1】肥後琵琶奏者一覧(昭和53年現在) (『肥後琵琶便り』第13号、4頁より 一部修正して引用)

	一部修正し	<u>, (51用)</u>	
氏名	居住地	系統	(師匠)
上田義視	水俣市	0	
右働 実	高森町		
大川 進	出水市	0	
岡崎亀喜	八代市	0	
金子直彦	熊本市	〇星沢流	
佐藤袈裟彦	阿蘇町		(田島林太郎)
佐藤 束	蘇陽町		
田中藤後	山鹿市	〇玉川流	
塘田虎蔵	松橋町	0	
野崎亀男	御船町		(木越福順)
橋口桂介	熊本市	〇星沢流	(坂本友一)
花田金吾	東郷町	0	
牧 末雄	出水市	〇星沢流	
増田秀造	河浦町	〇玉川流	
森田 喬	五和町	〇玉川流	
山鹿良之	南関町	〇玉川流	

〇は職業として演奏した者

演奏内容の記録 肥後琵琶保存会は伝承者による演奏内容の記録にも取り組み、肥後琵琶演奏の録音やレパートリーの台本化を行った。演奏内容の文字化により、演奏者間での詞章の異同を把握できるようになること、また後継者の育成に役立つことを見据え、とりわけ昭和54(1979)年度頃から台本化作業に注力していた。台本の内容およびその解題を『肥後琵琶便り』に度々掲載し、肥後琵琶の演目を広く紹介した。また昭和49(1974)年には、保存会が鹿児島市在住の久保けんお氏に肥後琵琶の採譜を依頼し、五線譜化がなされた。田中藤後氏の演奏による《都合戦筑紫下り》第七段冒頭<sup>16</sup>や、山鹿良之氏の演奏による《菊池くずれ》<sup>17</sup>の採譜は、それぞれ『肥後琵琶便り』に掲載された。

演奏会開催 そして肥後琵琶保存会は、定期的に肥後琵琶の演奏会を開催し、実際に肥後琵琶の演奏にふれる機会を設けることで、幅広い世代への肥後琵琶の普及を図った。『肥後琵琶便り』第1~27号(1974~88)に掲載された肥後琵琶の演奏会情報を、次頁【表2】に

<sup>13</sup> 安田宗生『肥後の琵琶師―近世から近代への変遷―』三弥井書店、2001年、11頁。

<sup>14</sup> 平川穆「肥後琵琶調査の経過 (2)|『肥後琵琶便り』第 13 号、1979 年、4 頁。

<sup>15 「</sup>事務局便り」『肥後琵琶便り』第27号、1988年、8頁。

<sup>16 「</sup>肥後琵琶資料 都合戦筑紫下り」『肥後琵琶便り』第21号、1983年、4~7頁。

<sup>17 「</sup>肥後琵琶資料 1 菊池くずれ」『肥後琵琶便り』第22号、1983年、4~5頁。

		【表2】 『肥後琵琶便り	』掲載の肥後琵琶演奏会一覧		
開催日(西暦年月日)	) 演奏会名	会場(所在地)	丑	号(頁) 備考	
1973年8月	肥後琵琶大会	熊本市民会館	野添栄喜, 西村定一, 田中藤後, 山鹿良之	3(1)	
1974年9月28日	三百周年記念肥後琵琶演奏会	市民会館大会議室 (熊本市)	ij	4(1) 5号に	5号に報告記事あり,判読難
1975年11月23日	肥後琵琶演奏会	善光寺(玉名郡南関町小原)	山鹿良之(説教・小野訓導), 田中藤後(ワタマ) シ・地神経), 橋口桂介(葛の葉)	9 (1)	
1976年3月8日	肥後琵琶保存会演奏会	鶴屋デパート7階ホール(熊本市)	田中藤後(安珍清姫物語),山鹿良之(天竜川敵討),佐藤袈裟彦(焼山峠),橋口柱介(白井権八)	9 (1)	
1976年9月29日	第3回日本音楽の流れ"琵琶" 激励演奏 会	熊日地下会議室	田中藤後 (都合戦筑紫下りの一部, 荒神ばらい), 山鹿良之 (菊池くずれ, 六根ばらい)	10(7)	
1976年10月29日	第3回日本音楽の流れ"琵琶"	国立劇場小ホール	田中藤後(荒神ばらい),山鹿良之(菊池くずれ)	10(1) 女化	文化デジタルライブラリーで補足
1976年10月30日	第3回日本音楽の流れ"琵琶"	国立劇場小ホール	田中藤後(都合戦筑紫下りの一部), 山鹿良之 (六根ばらい)	10(1) 文化	文化デジタルライブラリーで補足
1976年10月30日	演奏会	神宮前会館和室(東京都渋谷区)	山鹿良之, 田中藤後	10(7) 東京	東京在住の中世文学, 口承文芸の若い研究家主催
1976年10月31日	演奏会	市民会館(東京都下清瀬市中里)	山鹿良之	10(8) 若い	若い人達のコンサートに賛助出演
1977年8月28日	演奏会	山鹿市勤労青少年ホーム	山鹿良之(一の谷), 田中藤後(わたまし)	11(2) 山鹿	山鹿市文化財を守る会主催
1977年10月29日	昭和52年度第1回演奏会	福祉会館5階ホール	橋口桂介(芦屋道満大内鑑 子別れの段),田中藤後(相洲自雷也),山鹿良之(いざり敵討)	11(1)	「うれいもの」の演目
1977年10月29日	演奏会	鹿本町中央公民館視聴覚室	山鹿良之(菊池くづれ 親子別れの場),田中藤後(都合戦筑紫下り 5段目,わたまし)	11(2) 山鹿	山鹿市文化財を守る会・熊本史談会青年部共 催
1978年3月19日	肥後琵琶保存会第2回演奏会	八代市厚生会館大ホール		12(1) 第12 代市	第126回八代市厚生会館自主文化事業第2回八代市民俗芸能大会にゲスト出演
1979年3月15日	昭和53年度第1回肥後琵琶演奏会	本渡市老人福祉センター大広間	山鹿良之(ワタマシ, 菊池くずれ, 鯛聟入り)	14(1) 出演	出演予定の橋口桂介氏は体調不良のため休演, 演目内容を一部変更
1979年3月28日	熊本市高令者学級修了式	熊本市中央公民館地下ホール	山鹿良之(六根祓, 菊池くずれ), 橋口桂介(芦屋) 道満大内鑑 狐葛の葉子別れの段)	14(2) 聴衆	聴衆は500人近く, 高齢者が中心
1979年11月8日	昭和54年度第1回演奏会	玉名市老人福祉センター	山鹿良之(柳川騒動 柳川城下での幽霊退治の場面),田中藤後(都合戦筑紫くだり 衣裳くらべの段)	15(2) 玉名の集	玉名市高令者教室(B組)後期学習時間,約120人 の集客
1981年3月15日	昭和55年度肥後琵琶演奏会	山鹿市中央公民館視聴覚室	山鹿良之(菊池くづれ 第四席), 田中藤後(都合戦筑紫下り=玉依姫一代記)	18(4) 山鹿	山鹿郷土史研究会・山鹿文化財を守る会共催,100人前後の集客
1981年10月14日	昭和56年度第1回演奏会	山鹿市民会館ホール	橋口桂介 (葛の葉), 田中藤後 (筑前原田合戦), 山鹿良之 (北国くがみ合戦)	19(2) 山鹿	山鹿市老人大学との共催,500名以上の集客
1982年3月5日	昭和56年度第2回演奏会	]産業文化会館小ホール	都内	20(1) 入場	入場者は約30名
1982年10月7日	昭和57年度第1回演奏会	南関町公民館ホール(玉名郡南関 町)	田中藤後(相州児雷也), 山鹿良之(羅生門)	21(2) 出演	出演予定の橋口桂介氏は体調不良のため休演
1983年2月23日	昭和57年度第2回演奏会	熊本市産業文化会館	山鹿良之(柳川騒動),西田道世,山秀則	22(1) 出演 良の	出演予定の田中藤後氏・橋口桂介氏は体調不良のため休演,後継者2名が急遽出演
1988年3月24日	昭和62年度肥後琵琶演奏会	山鹿市中央公民館視聴覚室	山鹿良之(道成寺,神崎与五郎)	27(1)	

山鹿良之(道成寺,神崎与五郎)

山鹿市中央公民館視聴覚室

昭和62年度肥後琵琶演奏会

1988年3月24日

<sup>・『</sup>肥後琵琶便り』第1~27号に掲載された演奏会報告記事より演奏会情報を抜粋し、開催日順に記載した。判読できない場合などは予告記事を典拠とし、演奏会内での講演情報については省略した。

<sup>・</sup>表記は原文に則ったが、明らかな誤字は修正して記載した。

<sup>・</sup>演奏会名の正式名称の記載がない場合、適宜付して記載した。

<sup>・</sup>演奏者名は本名に統一して表記した。

まとめたので参照されたい。各年度で2回の演奏会開催を目標として企画したほか、他団体 主催の演奏会に肥後琵琶伝承者が出演する場合もあった。演奏会の出演者は、山鹿良之、田 中藤後、橋口桂介各氏が中心であった。場所は、熊本市や山鹿市を中心に、南関町や八代市、 本渡市(現在の天草市)に至るまで、熊本県内各地で開催された。演目は、肥後琵琶の代表 的なレパートリーである《菊池くずれ》《都合戦筑紫下り》《葛の葉》などの外題のほか、《ワ タマシ》や《六根ばらい》などの宗教的内容の演目も披露された。

後継者育成事業 肥後琵琶保存会では、創立当初から後継者育成の重要性が認識されており、育成事業の準備を進めていた。昭和 49 (1974) 年度には、筑前琵琶製作者の吉塚元三郎氏に肥後琵琶 5 面の製作を依頼し、後継者に無料貸与した<sup>18</sup>。吉塚氏にとって、肥後琵琶製作はこれが初めてであったが、西本常喜氏と橋口桂介氏の楽器をモデルとして修正を重ねて作り上げた。素材は、胴は桑、撥は紫檀を使用し、形は盲僧琵琶(笹琵琶)に近く、音色も現存の肥後琵琶に近いものを製作することができた。当時は吉塚氏のほかにも、阿蘇の佐藤東氏が肥後琵琶製作技術を伝えていたという。保存会の育成事業に際しては、山鹿良之氏・田中藤後氏に肥後琵琶の指導を依頼した。育成事業への参加のハードルが高い点が課題となっていたが、昭和 57 (1982) 年度の第2回演奏会では、育成事業参加者が演奏を披露した。

現在、肥後琵琶保存会所蔵として熊本県文化課で保管されている資料には、紙資料 32 点 (肥後琵琶保存会文書、肥後琵琶調査資料、肥後琵琶の台本、『肥後琵琶便り』など)のほか、オープンリールテープ 22 点、レコード1点(発祥三百周年記念版 古浄瑠璃の伝統「肥後琵琶」)、カセットテープ 24点、CD 6点といった音源資料<sup>19</sup>、写真 2点(公演会の写真など)、ビデオテープ 12点、フィルム1点がある。今回の調査では、音源資料や映像資料の内容の確認までには至っていないが、『肥後琵琶便り』に掲載された調査の成果録音や、前述の五線譜への採譜のもととなったと思われる音源と一致する資料もあると考えられるため、今後これらを用いた肥後琵琶研究および後継者育成のさらなる進展が期待される。

平成3 (1991) 年を区切りに肥後琵琶保存会は休会状態となったが、その後平成11 (1999)

15

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 「肥後琵琶 5 面が完成 後継者に無料貸与」『肥後琵琶便り』第 7 号、1975 年、 1 頁。
<sup>19</sup> カセットテープおよび C D は、オープンリールテープやレコードをダビングしたものも 含まれると推定される。

年より5年にわたって、熊本市民会館文化事業協会により伝統文化継承事業「肥後琵琶再生事業」が実施された<sup>20</sup>。本事業では、「途絶えようとしている肥後琵琶を楽器、演奏者ともに再生普及させる」ため、山鹿良之氏の音源・映像資料や熊本市在住の琵琶奏者の演奏を採譜し、楽譜を作成することを目標とした。

この事業の一環として、一般市民に向けた肥後琵琶普及を目指し、肥後琵琶コンサート・セミナーや後継者育成のための講座が開催された。コンサートには、橋口桂介氏や片山旭星氏といった肥後琵琶奏者による演奏のほか、薩摩琵琶・筑前琵琶奏者を含むさまざまな琵琶楽の聴き比べも行われた。後継者育成の講座は平成 13 (2001) 年度から開設され、片山氏が講師を務めて月1回実施された。受講生の人数は、平成13年度が5名、平成14年度が6名、平成15年度が4名であり、最終的に継続して参加した受講生は3名であった。成果発表の場としては、各年度末に開催された、熊本市民会館の支援事業の一つ「熊本二一世紀和のスクール」の講座生との合同コンサートがあったほか、再生事業の最終年度である平成16 (2004) 年3月に開催された肥後琵琶コンサートには、受講生3名も出演した。なお、最終年度に刊行された『肥後琵琶を語る 守り伝えよう一熱き火の国の調べを』には、事業の経過および肥後琵琶の概要、肥後琵琶の台本などの資料が収載されている。

なお、現在肥後琵琶保存会資料として残されているビデオテープは、その半数が本事業の 内容だと推定され、肥後琵琶サロンコンサートやセミナーなどの記録が収録されている。

.

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 本事業にかんする内容については、事業の成果物として刊行された、熊本市民会館肥後琵琶再生事業検討委員会編『肥後琵琶を語る 守り伝えよう―熱き火の国の調べを』(熊本市民会館文化事業協会、2004年)を参照した。

# 4-1 伝承の現在

本項では、山鹿良之氏から直接指導を受け、現在も肥後琵琶を伝承している後藤昭子氏、 片山旭星氏、および後藤氏に肥後琵琶を師事する岩下小太郎氏、肥後琵琶奏者であった橋口 桂介氏のご子息である橋口賢一氏のお話から、各氏の琵琶奏者としての経歴やこれまでの 活動状況を報告する。

#### ■後藤昭子氏:昭和29(1954)年生まれ

後藤昭子氏(1954-)は、山鹿良之氏から直接肥後琵琶の指導を受けた後継者の一人である。後藤氏は、小中学校で養護教諭を務めていた昭和58(1983)年2月23日、熊本市産業文化会館で開催された第2回肥後琵琶演奏会で初めて肥後琵琶の音色を聴いて興味をもち、同年3月1日より山鹿氏に肥後琵琶を習い始めた。

稽古には毎週木曜日の週1回、仕事終わりに勤め先の河内町芳野から南関町小原の山鹿 氏宅まで車で片道1時間かけ、毎回日本酒と肴を持参し通った。肥後琵琶を習い始め、最初 は《きよたにがわ》《木綿車》《一花ひらいて》などの端唄(短いレパートリーの楽曲)を教

わり、その後外題(物語)へと移った。外題の1曲目は《道成寺》であった。各曲の最初の稽古では、山鹿氏が手本として一段通して演奏し、次回以降は一緒に演奏しながら指導を受けた。最初は琵琶の弾き方もわからなかったが、山鹿氏は「見とって弾けばいい」と指導した。また山鹿氏は、琵琶歌の歌詞の意味や、物語の内容なども説明してくれた。最初は山鹿氏の声を聞き取ることが難しかったため、山鹿氏による手本の演奏と稽古の様子をテープに録音させてもらった。帰宅後、歌詞や琵琶を弾く箇所を独自の表記を用いて録音音源を書き起こし、それを見ながら練習した。

山鹿氏宅に複数面の琵琶があったので、稽古に通うことになった際にはそのうちの一つと撥を貸してもらった。現在、後藤 氏が使用している肥後琵琶は2面ある。一つは【図1】に示した山鹿氏が晩年に使用していた楽器である。これは、山鹿氏の



【図1】木村理郎氏所有 後藤氏使用琵琶

研究を父故木村祐章氏から引き続き行っている郷土史家の木村理郎氏所有のもので、修理はせずに現在後藤氏が演奏している。山鹿氏は目が不自由だったので、覆手(楽器下部の糸をかける箇所)は、糸をかけやすくするために押え竹が二股の構造である。もう1面は最初の稽古の時に山鹿氏より譲り受けた楽器で、同様の構造である。撥は、山鹿氏より譲り受けたものはやや細身である一方





【図2】山鹿氏が使用していた撥(左)と 後藤氏が頻繁に使用する撥(右)

で、現在後藤氏が頻繁に使用しているものは撥の開きが大きく、形は筑前琵琶のものに近い (【図2】参照)。

1990年代、後藤氏が30代後半の頃になると、山鹿氏が体調を崩して入退院を繰り返すようになり、稽古を継続的に受けられる状況ではなくなった。平成8(1996)年に山鹿氏が亡くなったことを機に、後藤氏は肥後琵琶を一時中断した。その後、水俣市の方から筑前五弦琵琶を譲り受けたこともあり、平成20(2008)年9月、後藤氏が54歳のときに、当時熊本県内で筑前琵琶を教えていた筑前琵琶熊本旭会・小島旭寶氏のもとで筑前琵琶を習い始めた。その後まもない平成21(2009)年1月に、小島氏の推薦で観光協会のイベントに肥後琵琶で出演したのが、肥後琵琶再開のきっかけとなった。少なくとも20分程度の楽曲を2曲用意する必要があり、《道成寺》と《菊池くずれ》を山鹿氏のテープから書き起こして台本化し、演奏した。

後藤氏は現在も、稽古での山鹿氏の録音を保管しており、肥後琵琶の演奏活動を行いながら、これらの録音を用いて書き起こし、台本化の作業を進めている。今後の肥後琵琶継承のために、その資料を活用ができれば幸いだと後藤氏は語る。

### ■片山旭星(玉川教海)氏:昭和30(1955)年生まれ

片山旭星氏(1955-)は、ブラスバンドや尺八の演奏経験をもつが、独奏の演奏形態である琵琶に興味をもつようになった。22 歳のときから筑前琵琶の指導を受け始め、山崎旭萃(1906-2006、重要無形文化財(琵琶)保持者(各個認定))、菅旭香、山下旭瑞各氏に師事した。

片山氏が20代後半の頃、友人から山鹿良之氏の演奏音源が送られ、それを聴いたのが肥後琵琶との出会いであった。その録音は山鹿氏が70代の頃のもので、曲芸のように手が動

いて琵琶を演奏していたという。その演奏に感銘を受 け、片山氏は平成2(1990)年頃に山鹿氏に会いに行 った。山鹿氏はお酒好きであったため持参したとこ ろ、その場ですぐに1曲演奏してくれた。片山氏は、 筑前琵琶とは声の質が全く異なる点に驚き、またとに かく山鹿氏と一緒にいたいという思いで、弟子入りを 決めた。すると最初に訪問したその日のうちに、山鹿 氏より【図3】の琵琶1面と撥を譲り受け、現在もそ れらを使用している。後藤氏が所蔵する山鹿氏の琵琶 と同様、押え竹が二股に分かれる構造である。片山氏 曰く、山鹿氏はこの構造を「ねこあし」と言っていた ようで、糸が切れた時にそこに巻き付けていた糸を延 ばすことで、糸の張り替えを楽に行うことができると いう。表板が薄いため持ち運びは慎重に行う必要があ り、また柱が外れるため、テープで留めるなど片山氏 は細かい補修も行っている。ただし、楽器の修理・調 整は、10 年ほど前に京都の楽器屋に依頼したのが最







【図3】片山氏本番用琵琶(左)、 撥(右)、覆手「ねこあし」部分(下)

後で、現在肥後琵琶の修理を担う場所はない。そのため、普段の家の稽古では筑前四弦琵琶 およびその撥を代用し、山鹿氏の肥後琵琶は本番用としている。

山鹿氏のもとへはおよそ4年半の間、3、4ヶ月に1回通い、一度の訪問で2、3日から 1週間程度山鹿氏宅に滞在した。稽古は、まず山鹿氏に演奏してもらい、それをテープに録音して書き起こし、練習して聞いてもらうという内容であった。直接的な節の細かい指導はなく、山鹿氏は「面白ない」「もっと声出せ」と指導したといい、自分なりにやっていくとそれでよいと言ってもらえた。同じ曲を何回かに分けて稽古をしてもらうこともあるが、毎回文句や節が異なるため、その都度録音していた。稽古終わりには毎日晩酌をし、山鹿氏が座を組んで九州北部をまわって興行を行ったときの話などを聞いた。山鹿氏は時折涙を流しながら、演奏旅行の思い出を語ったという。

山鹿氏に稽古で習った楽曲は、《一花ひらいて》《ぎにあらたま》《梅は匂いで》《石童丸》 《道成寺》《小野小町》であった。楽譜は片山氏が自身で作成したものを使用している。また、知人の放送作家に詞章の内容をわかりやすくなるように修正してもらい、その校訂され たものを現在は演奏している。

片山氏は、平成 11 (1999) 年度より開始した熊本市民会館による肥後琵琶再生事業の演奏会に度々出演した。後継者育成にも尽力し、本事業では、少なくとも3名は肥後琵琶を演奏できるようになるまでに指導した。この育成事業は3年で終了してしまったが、現在は、令和4 (2022) 年末頃から、名古屋から肥後琵琶を習いに月に1回程度通っている方がおり、楽器は福岡の琵琶修復師ドリアーノ・スリス氏より購入した。希望があれば後継者への指導も受け入れており、稽古に来た人にはまず、短い端唄《一花ひらいて》《ぎにあらたま》《梅は匂いで》の3曲を教えている。

片山氏は、録音やこれまでの肥後琵琶奏者の演奏を台本化したものに基づいてテキストを作成し、自分の節で語って演奏している。一方で、肥後琵琶の魅力は即興性にあり、その場で不動に作っていくというのが、一番の特色だと感じている。今後の展望としては、これまでの音源を一括して管理してライブラリーに残すことができれば、文字起こしをして将来的に演奏することもできるであろうと語った。

#### ■岩下小太郎氏:平成2(1990)年生まれ

岩下小太郎氏 (1990-) は阿蘇出身で、19歳のときの平成21 (2009) 年5月17日に開催された第15回くまもと全国邦楽コンクール本丸御殿コンサートで琵琶の演奏を聴いたのが、琵琶との出会いであった。その後同年6月、熊本城・南大手門で開催された観光ツアーのイベントで、小島旭寶氏の筑前琵琶と後藤昭子氏の肥後琵琶の演奏を聴き、当時小島氏が会長を務めていた筑前琵琶熊本旭会に入門した。このとき後藤氏と同門となって、肥後琵琶についても知るようになった。その後、平成28 (2016) 年に発生した熊本地震の影響もあり、小島氏が筑前琵琶熊本旭会を辞めたのを機に、岩下氏は筑前琵琶熊本旭会の会長を引き継ぎ、肥後琵琶を後藤氏に師事した。最初に稽古したのは、端唄ではなく外題の《道成寺》であった。後藤氏に習った楽曲は、端唄は《梅は匂いで》《正月端唄》《一花ひらいて》、外題は《道成寺》《玉依姫(都合戦筑紫下り)》《敦盛》《餠酒合戦》《鯛の婿入り》《菊池くずれ》《俊丸丸》《葛の葉》である。

肥後琵琶を始めた平成28 (2016) 年から農協(JA阿蘇)に勤務し、その傍ら演奏活動や 演奏会の企画などを行った。令和2 (2020) 年6月からは南関町の地域おこし協力隊に着任 し、これ以降、肥後琵琶研究者や各琵琶奏者との交流も増えた。 現在は、月1、2回以上は後藤氏の指導のもとで山鹿氏などの 録音の他、後藤氏が演奏した音源や録音した音源、その他さま ざまな肥後琵琶奏者の録音を、共に語り、聴いて覚えている。 文章として書き起こしは行っているが、肥後琵琶は口伝である ため耳で覚えるように心がけているという。

岩下氏が使用している楽器は2面あり、一つは熊本県合志市の古道具屋で令和元(2019)年12月に購入したものである(【図4】参照)。胴が細身の笹琵琶で、材料は、表板はスギ、裏板はセンダンが用いられている。岩下氏は自身で数ヶ所修理を施し、音が鳴るように調整するため、柱や調子口に煤竹の竹ざわりを加工して接着した。第1・2・4柱が外れる構造の楽器で、1・2柱はしばしば外れるため間に紙をかませている。覆手には押え竹をつけ、ここにも煤竹を用いている。もう一つの楽器は、木村理郎氏が所有する西本常喜氏が用いた楽器を借用し、使用しているという。

撥は【図5】の通り2種類あり、一つは令和元(2019)年に 楽器を入手した際に付属していたもので、当初よりひびが入っ ており、演奏中に欠けたため自身で接着した。素材は、ユスノ



【図4】岩下氏使用琵琶





【図5】岩下氏使用撥 ユスノキ(左)と象牙(右)か

キではないかと思われ、鉛は入っていない。もう一つは、義太夫三味線で使用する撥に類似 した形のもので、素材はおそらく象牙である。演奏する際には、重たい撥のほうがよいとさ れる。

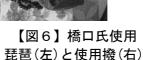
岩下氏は今後、現存する肥後琵琶関係の音源の整理を行いつつ、後藤氏の演奏の録音を多く残し後世に伝えていき、令和5 (2023) 年の国の「選択無形文化財」選択50年、そして令和6 (2024) 年の肥後琵琶発祥350周年を機に、再び肥後琵琶の認知度向上を目指している。

#### ■橋口桂介(星沢月若)氏:大正3(1914)年生まれ

橋口桂介氏 (1914-2009) のご子息である橋口賢一氏 (1952-) は現在、桂介氏が生前使用していた琵琶と撥を所 有しており (【図 6】参照)、楽器の調査と桂介氏の肥後琵琶の演奏活動についてお話をうかがった。

天草に生まれた桂介氏は、小学校1年生のときに右目を 失明し、肥後琵琶の坂本友一(星沢曲春)氏に弟子入りした。そのまま数年奉公する予定であったが、16歳のときに 左目を失明して全盲となった。師匠の身の回りの世話をす るのが困難なため、門を出て鍼灸マッサージ師の道へと進 むこととなった。免許取得のために試験を受けるもなかな か通らず、当時の妻や知り合い数人と一座を組んで座長を 務め、九州内を興行して周り、それぞれの売り物を販売し





て生計を立てていた。しかし借金があったため、義理の娘に援助してもらい、桂介氏は義理の娘と、鍼灸マッサージ師になるまでは琵琶から一切離れて集中すると約束したという。そのため賢一氏は、桂介氏が琵琶を演奏していたことを、肥後琵琶保存会による演奏会が開催されるようになるまで全く聞かされていなかった。

桂介氏がよく語っていたレパートリーは、《酒呑童子》や《出世景清》であったという。しかし長年肥後琵琶とのかかわりを断っていたため、肥後琵琶を再開してから出演した演奏会で自信をもって演奏できる楽曲は、《葛の葉》のみであった。桂介氏は本曲を四段目まで語ることができたようだが、演奏会では一段目で終わることが多く、二段目は演奏会で演奏したことは一度のみであった。さらに四段目は賢一氏も一度しか聴いたことがなく、三段目はとうとう演奏を聴くことはできなかった。肥後琵琶保存会発足後に肥後琵琶を再開してからは、橋口氏自宅の新築祝いのために、《ワタマシ》を山鹿良之氏のもとに習いに行ったほか、実現は叶わなかったものの《出世景清》を点字に起こして復活させようとするなど、積極的に演奏活動を行った。保存会の演奏会には10回程度出演し、その後もバザーや忘年会での席など、人前で演奏する機会があった。

桂介氏が使用していた琵琶は、肥後琵琶保存会による演奏会に出演することになった際に、鹿児島県の方から譲り受けたものである。受け取った当時で作られてから 100 年近く経つといわれていたが、製作の経緯等の詳細はわからない。以前薦田治子氏らが行った調査に

よれば、槽内には墨書があり、明治 40 (1907) 年に水俣の大工萌田巳喜夫が製作したことが記されている<sup>21</sup>。柱間には装飾があり、槽が深いのも特徴の一つである。楽器と一緒に撥も残されており、三味線に使用するものに形状が類似していて、撥先にはやや厚みがある。

#### 4-2 楽器および関連資料の現在

本項では、本調査を通して所在が確認できた、肥後琵琶関連資料の現状について報告する。 本報告書では、山鹿市立博物館、熊本市立熊本博物館、熊本県博物館ネットワークセンター、 天草市立本渡歴史民俗資料館、新和歴史民俗資料館の各機関に加え、肥後琵琶奏者であった 永柗鍬藏(永柗大悦)氏の肥後琵琶や台本などの資料および、玉川流始祖・堀教順の墓碑も 調査した。

#### ■山鹿市立博物館

山鹿市立博物館には、山鹿良之氏の関連資料が一括して所蔵されている。これらを調査したところ、保管状況によって複数の資料をまとめて1点として数えたものもあるが、約83点の資料を確認した。これらを分類すると、その内訳は、紙資料(写真・雑誌・ネガ・手紙・賞状・障害者手帳といった紙媒体の資料)約32点、楽器・演奏備品(琵琶・撥・その他の楽器・演台掛物)約15点、楽譜・台本2点、宗教関連(法衣・経本・数珠など)約19点、その他の資料(当館での山鹿氏展示パネル・木片・勲章・生活用品として用いていた杖や草履など)約15点であった。なお、これらのうち「肥後琵琶資料(中山勝教氏)」と記された箱に収められた資料一式には、肥後琵琶保存会の資料や肥後琵琶のレコード、熊本放送局の放送番組資料などがあり、肥後琵琶関連資料が含まれている。

本報告書では、楽器を中心とした肥後琵琶関連資料を数点取り上げる(下掲【図7】~【図11】はすべて山鹿市教育委員会所蔵)。当博物館に所蔵されている琵琶は、欠損の多いものもあるが、胴があるものは5面確認できた。うち、「肥後琵琶」としての所蔵は3点で、撥は3点であった。

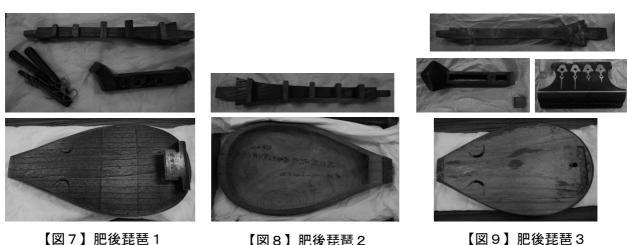
【図7】の「肥後琵琶1」は、糸巻きが3本のみであるが、それ以外の部品は所蔵が確認できた。槽はやや深めで、笹琵琶に近い細身の琵琶である。胴裏には紐を通す金具がついて

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 薦田治子「I 琵琶の部」『古楽器の形態と音色に関する総合研究』研究成果報告書 (平成 13~15 年度科学研究費補助金 基盤研究(C)(2)、課題番号:13610064、研究 代表者:高桑いづみ)、東京文化財研究所、2004 年、24 頁。

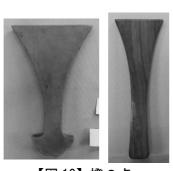
いる。【図8】の「肥後琵琶2」は、胴の裏板・棹のみが所蔵されており、表板・転じん・ 覆手はない。裏板の内側には墨書が確認でき、それによるとこの琵琶は、大正10(1921)年 に福岡県山門郡瀬高町(現在のみやま市)の江上末次郎により製作された。【図9】の「肥 後琵琶3」は、柱および糸巻きがすべてないが、棹には柱跡が5つ確認できた。棹・転じん・ 覆手は胴から外れているが各部は残されており、槽はそれほど深くなく、筑前琵琶に類似し た形状の琵琶である。その他2面の琵琶は、筑前琵琶に近い形状であるが、1点の胴裏には 紐をつるための金具が装着されていた。

【図 10】で示した撥 2 種は、左から筑前琵琶、三味線に近い形状のもので、どちらも撥 先に厚みがある。その他、先を欠いた撥1点が確認できた。

琵琶・撥の他に、当館には山鹿良之氏が肥後琵琶演奏の際に用いていた演台掛物2種が所 蔵されている。浪花節で浪曲師が舞台上の演台に掛けるテーブル掛けと同様のもので、【図 11】は昭和50(1975)年に、小原老人親和会が山鹿良之氏に贈ったものと推定される。



【図8】肥後琵琶2



【図10】撥2点



【図11】演台掛物

#### ■熊本市立熊本博物館

本調査では、当館所蔵の肥後琵琶 2 点、撥 2 点を調査した(下掲【図 12】~【図 14】は すべて熊本市立熊本博物館収蔵)。

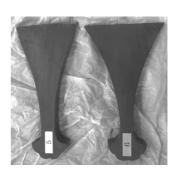
【図 12】は細身の笹琵琶で、槽が深く胴裏に数珠状に連なる紐が付けられている点で盲僧琵琶の特徴をもつ。【図 13】の琵琶は筑前琵琶に形状が近くはあるが、胴裏に紐を通す金具がついている。【図 14】の撥は、どちらも筑前琵琶の形状に類似している。



【図12】笹琵琶



【図 13】琵琶



【図 14】撥

#### ■熊本県博物館ネットワークセンター

当センターでは、肥後琵琶1面の所蔵が確認できた(【図 15】参照)。漆塗りの琵琶で、柱間や覆手、撥面にあたる場所が朱色に塗られているほか、撥面部分には菊紋・桐紋が入り、覆手にも装飾が施されているのが特徴である。『肥後琵琶便り』によれば、菊池市の「梅田骨とう店」にて3面発見された肥後琵琶のうちの一つで、肥後琵琶保存会が購入したとされる<sup>22</sup>。熊本市の古物市で梅田氏が入手したもので、素材は桑とセンダンと推定されるという。



【図 15】熊本県博物館ネットワークセンター所蔵琵琶

<sup>22 「</sup>肥後琵琶の逸品発見される!!」『肥後琵琶便り』第2号、1974年、1頁。

#### ■永柗鍬藏(永柗大悦)氏

本調査では、肥後琵琶奏者であった永柗鍬蔵(永柗大悦)氏について、鍬蔵氏を祖父にも つ永柗光豊氏にお話をうかがった。光豊氏は、鍬蔵氏が使用していた琵琶と撥および、鍬蔵 氏による演奏の録音盤と自身が記した詞章本を所有しており、これらの資料は玉名市立歴 史博物館こころピアに寄贈されることとなった。

鍬蔵氏は刀剣師で、8歳の頃から肥後琵琶の修業を行ったといわれる。昭和 10 (1935) 年9月4日には熊本から《熊谷陣屋》の一の谷合戦の段がラジオ放送され、放送を聴いた田辺尚雄氏曰く「説教浄瑠璃のような文句」であったという<sup>23</sup>。昭和 10 (1935)、12 (1937) 年に、鍬蔵氏は大日本家庭音楽会において、《菊池くずれ》《熊谷》を含む数曲を、28 枚の家庭レコード(アセテート盤)に録音した。田辺氏が実際にその音源を聴いたところ、「針音も極めて少なく、明瞭に良く聞かれ」、「その演奏は素晴らしく上手で、実に堂々たる芸」だとして音盤の保存状態とその演奏内容を評し、録音盤からテープに写して保存するよう、熊本放送局や東京放送局、文部省文化財保護委員会に提言したという<sup>24</sup>。

#### ■天草市立本渡歴史民俗資料館・新和歴史民俗資料館

本調査では、天草市立本渡歴史民俗資料館にて、同館所蔵琵琶および新和歴史民俗資料館 所蔵琵琶を閲覧した。前者には琵琶3点・撥1点が、後者には琵琶1点・撥1点が所蔵され ている。【図16】は新和歴史民俗資料館所蔵のもので、肥後琵琶奏者・釜口亀造代が愛用し たとされる琵琶だといい、形状は筑前琵琶に近い。【図17】は天草市立本渡歴史民俗資料館 所蔵で、覆手ははずれて柱が四つ欠けていた。【図16】の琵琶よりもやや細身であった。



【図 16】新和歴史民俗資料館 所蔵琵琶と撥



【図 17】天草市立本渡歴史民俗資料館 所蔵琵琶

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 田辺尚雄「肥後琵琶の調査(三味線音楽の発生より現代迄(第九十回))」『邦楽の友』 第 101 号、1963 年、18 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 田辺尚雄「肥後琵琶と滑稽琵琶(三味線音楽の発生より現代迄(第九十一回))」『邦楽の友』第 102 号、1963 年、21 頁。

#### ■堀教順氏の墓碑

堀教順 (1835-1909) 氏は、玉名郡南関町久重村出身である。 玉川流始祖といわれ、度々細川公の御前で演奏の経験があったという。南関町久重琵琶瀬には、教順氏の琵琶型の墓碑があり、20名の弟子たちの名前が刻まれている(【図 18】参照)。 なお、墓碑には「堀京順」とあるが、「妙音会順回記帳」(嘉永6 (1853) ~明治25 (1892) 年の玉名方面の琵琶師組合の記録)には「久重村教順」と記されている。



【図 18】堀教順氏琵琶型墓碑

成果公開の意義 本調査は、肥後琵琶が「選択無形文化財」(芸能関係)に選択されてから50年を迎えるにあたり、その変遷と現状を大まかに把握することを主眼とした。しかし実際には、熊本での調査3回、京都での調査1回という、ごく限られた期間・場所での調査しか行えておらず、肥後琵琶の現状を網羅できているとは思わない。それでもこのたび、可能な範囲で把握できた現状を報告することにしたのは、調査を経て以下の二つの意義を見出したからである。

まず、肥後琵琶保存会自体の会員は、現在ご存命の方がおられず、十分な活動が行える状況にはないものの、保存会の中心的存在の一人であった山鹿良之氏に直接指導を受けた2名(後藤昭子氏、片山旭星氏)が活動していることが確認できた。さらに、後藤氏の指導を受けながら肥後琵琶の再生に取り組む岩下小太郎氏や、京都で肥後琵琶演奏を続けている片山旭星氏の元にも他地域から稽古に通う方がいて、肥後琵琶の伝承が次代へ繋がっていく希望を感じた。このように肥後琵琶の継承に尽くしている人々がいるという事実を、現段階で公表することには大きな意味がある。無形文化財は「無形の技」の継承の上に成り立つゆえ、「人」なくしては存在しないことを考えると、これらの方々の存在は非常に大きい。第二に、肥後琵琶保存会関連資料と山鹿良之氏関連資料が、それぞれまとまって熊本県と山鹿市立博物館に保管されていることは、今後の肥後琵琶の継承のみならず、研究や地域活性化に資する可能性があり、現状を公開すべきと判断した。前者は肥後琵琶保存会の活動を伝える重要な資料群であり、後者は「山鹿良之」という肥後琵琶の名手が、人として如何に生きたのかその足跡を示す多彩な資料群である。このほかにも、肥後琵琶の伝承者たちが残した録音、写真、台本、琵琶など、当時の人々の息吹が感じられる資料が、ご家族や研究者、博物館・資料館等によって大切に保管されていることは特筆に値する。

このように、肥後琵琶伝承の流れを人と物が伝えている現状を、十分とはいえないまでも 広く公表することが、本調査の成果公開の意義である。

**浮かび上がった課題** 一方で明らかになった課題もある。芸能関係の「選択無形文化財」のうち、担い手に団体を選択しているものとして、すでに鷺流狂言と琉球古典箏曲のこれまでの経過について触れた。両者はいずれも、国の「選択無形文化財」になる前に県の無形文化財に指定されている(前者は30年前に山口県指定無形文化財、後者は44年前に沖縄県

指定無形文化財)。その時点で保持団体としての組織が設立されているので、数十年たって 国の「選択無形文化財」に選択された時にはすでに、その受け入れ体制での実績を重ねてい る。一方の肥後琵琶は、国の「選択無形文化財」になるより前に、昭和38(1963)年、熊本 県人会を中心として「肥後琵琶保存顕彰会」が発足していたとはいえ、熊本県の無形文化財 等に指定されることがないまま、昭和 48(1973)年に国の「選択無形文化財」に選択され た。同年8月に肥後琵琶保存会が結成され、肥後琵琶保存顕彰会の主要メンバーのうち西村 教山氏(本名西村定一)、山鹿良之氏がそのまま肥後琵琶保存会会員になったことから、受 け皿としての団体は肥後琵琶保存顕彰会から肥後琵琶保存会に引き継がれたと見て良い。 それでも琵琶保存顕彰会時代に県による無形文化財指定等のステップを踏むことなく、結 成から10年で国の「選択無形文化財」に選択されたことは、鷺流狂言や琉球古典箏曲に比 べるとスピーディな展開と言える25。このことは、裏返せば、肥後琵琶の演奏公開や後継者 育成の積み重ねが、時間的にも県との連携を深めるにも、必ずしも十分ではなかったことを 示唆している。このように、国の「選択無形文化財」に至るまでの経緯が、肥後琵琶と鷺流 狂言および琉球古典箏曲の間では大きく異なる。もちろん「選択無形文化財」に選択されて からは、熊本県教育庁内に肥後琵琶保存会が設置され、肥後琵琶の発信や後継者育成に関し ても熊本県が大いに携わったし、その後、保存会としての活動が困難になっても、今日まで 保存会の資料を整理して大切に保管している。

本調査を通して、肥後琵琶が国の「選択無形文化財」に選択される際に、無形文化財としては珍しく団体が受け皿になっているのみならず、選択までの過程においても稀有な経緯をたどってきたことが明らかになった。肥後琵琶保存会の活動継続が困難な状況に至った要因に、もしかしたらこの経緯が関わっているかもしれない。しかし、そうした経緯とは別に、伝承を受け継ぐ意欲的な人々が現在も活動しているということ、肥後琵琶保存会や会員の足跡を示す多様な資料が受け継がれ、保管されていることは、芸能継承のためには何物にも替え難い財産である。こうした有形無形の肥後琵琶の財産が、肥後琵琶の再生および継承に大いに役立つことは間違いなく、伝承者(後継者)の継続的な育成と、資料の活用に向けた整理が一層進むことが大切であろう。

-

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> もちろん芸能の分野や状況によって、国の「選択無形文化財」に選択されるまでの期間は様々なので、一概に「スピーディ」だから良い、悪いと言う事は言えない。

# おわりに

本調査報告書では、4回にわたる調査をもとに、肥後琵琶伝承の現状についてまとめました。本調査を通して、肥後琵琶関連資料の所在を一定数確認でき、また肥後琵琶伝承者の方々の活動状況についてお話をうかがうことができました。これまでの肥後琵琶保存会の活動を振り返ると、伝承においてもっとも重要な事業の一つともいえる後継者育成を継続的に行うことは、非常に困難であることが再認識されました。残された録音や台本資料に基づいて伝統を守りつつ、肥後琵琶の本質ともいえる「即興的なおもしろさ」も含めて、演奏者・演奏の場・時代に即した肥後琵琶の伝承が今後も続いていくことを願っています。

令和4 (2022) 年 11 月 19 日には、肥後琵琶をはじめとする琵琶の演奏会「妙音」が熊本県熊本市本妙寺にて開催され、多くの来場者があったとうかがいました。伝承者の方々がこれまで続けてこられた普及活動の成果が実り、肥後琵琶への関心がさらに高まることを期待しています。令和5 (2023) 年は肥後琵琶が国の「選択無形文化財」に選択されて50 年、そして翌令和6 (2024) 年は、延宝2 (1674) 年を肥後琵琶発祥とすると350 周年という節目の年を迎えます。本調査は、現状把握にとどまるものではありますが、今後の肥後琵琶のさらなる発展の一助となれば幸いです。

#### 謝辞

本調査は、肥後琵琶の保存・伝承にかかわってこられた、演奏家・研究者の皆様、肥後琵琶関係者のご遺族の皆様、博物館・資料館などの関連機関のお力添えなくしては成り立ちませんでした。お忙しい中お時間を割いていただき、貴重なお話の一部を本報告書として文字化することをお許しいただきました。以下にお名前を記して感謝申し上げます。

岩下小太郎(南関町地域おこし協力隊)、片山旭星、木村理郎(山鹿市山鹿文化協会顧問・全国芝居小屋会議会長)、國本信夫(熊本県博物館ネットワークセンター参事)、後藤昭子、永柗光豊、橋口賢一、安田宗生(熊本大学名誉教授)(五十音順、敬称略)

とくに岩下氏には、調査にかかる調整を細やかにご配慮いただきました。また熊本県文化課、 熊本県博物館ネットワークセンター、熊本市立熊本博物館、山鹿市立博物館、天草市立本渡 歴史民俗資料館、新和歴史民俗資料館の各機関におかれましては、楽器や関連資料の閲覧お よび、本報告書への所蔵資料写真の掲載をお許しいただきました。記して深謝いたします。

東京文化財研究所 無形文化遺産部 研究補佐員 曽村みずき

# 「肥後琵琶の伝承および関連資料の現状調査」報告書

Report on "Survey of the Current Status of the *Higo-Biwa* Tradition and Related Materials"

発行 2023年3月31日 Issued on March 31, 2023

編集・発行 独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所 無形文化遺産部

執筆 曽村みずき 前原恵美

〒110-8713 東京都台東区上野公園 13-43

TEL 03-3823-3435

Issued and edited by Department of Intangible Cultural Heritage, Tokyo National

Research Institute for Cultural Properties

Written by SOMURA Mizuki, MAEHARA Megumi

13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo 110-8713, Japan

Printed in Japan

©2023 Tokyo National Research Institute for Cultural Properties